



愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第2767号

平成28年 4 月22日金曜日 第2767号

♦	▶ 目	次〈	>					
	規	則						
愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則						(税務課)	347
	告	示						
一部事務組合の規約の変更許可(2件)					(市田	T振興課)	349
愛媛県体験型環境学習センターの指定管理者の名称の変更					-		-	
特別保護地区の指定案の縦覧(2件)							•	
特別保護地区の指定に関する公聴会の開催(2件)							•	
医療機関の指定					•		•	
指定医療機関の廃止の届出								350
指定医療機関の再開の届出					(")	350
医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定					(")	351
介護機関(居宅介護事業者)の指定					(")	351
介護機関(介護予防事業者)の指定					(")	351
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更(2件)					(")	351
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更					(")	352
指定介護機関(特定福祉用具販売事業者)の変更					(")	352
指定介護機関(介護予防事業者)の変更(2件)					(")	352
指定介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の変更					(")	353
救急病院の協力申出					(医療	療対策課)	353
えひめこどもの城の指定管理者の名称の変更					(子育 つ	て支援課)	353
指定自立支援医療機関の指定					(障がに	八福祉課)	354
大規模小売店舗の変更の届出の概要等					(経宮	営支援課)	354
保安林予定森林にする旨の通知(6件)					(森村	木整備課)	354
保安林予定森林					(")	356
保安林の指定					(")	356
保安林の指定の解除					(")	356
廃川敷地等の発生						(河川課)	356
急傾斜地崩壊危険区域の指定						(砂防課)	356
公共測量の実施の通知(2件)					(道路	烙維持課)	357
土地改良区役員の就退任の届出				*		寸整備課)	357
土地改良区連合役員の就退任の届出				•	")	357
土地改良区の定款変更の認可					"		•	358
道路の供用開始(県道鳥井喜木津線)					八幡浜土石	木事務所)	358
指定道路の指定					"			358
道路の区域変更(県道日向谷高野子線)					司西予土 を			
道路の供用開始(")				(")	358
ì	異挙管理委員	会告示	₹					
政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正					(選挙管理	里委員会)	359
不在者投票のできる施設の指定の一部改正					(<i>II</i>)	361
	Œ	誤						
平成28年3月31日付け第2760号外4愛媛県告示第375号(不当景	品類及び不当	表示防止	法に基づく立入検査	等従事職員の身分証明	書の一部	改正)		
Ф					(私等	学文書課)	362
平成28年3月31日付け第2760号外4愛媛県告示第376号(愛媛県	消費生活セン	ノターの消	肖費生活相談等の事務	8を行う日及び時間の	变更)中			
					(")	362
平成28年3月29日付け第2760号愛媛県人事委員会規則7-1170(職員の初任総	合、昇格、	昇給等に関する規則	の一部を改正する規則	則)中			
					人事委員会	会事務局)	362

規	則	

○愛媛県規則第26号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。 第10号様式1(表)を次のように改める。

第10号様式(第1条関係)

1 (通知書兼不足税額等納額告知書)県民税(法人分)、事業税(法人分)、地方法人特別税に係る分

(表)

通知書兼不足税額等納額告知書

事業年度又は 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
法定申告納 期 限	年月日 延長申告 年月日 納期限
申 告 年 月 日	年 月 日確定・ 年 月 日修正
法人税処理年月日	年 月 日 更正 決定 修正 確定

所在地

年 月 日

愛媛県 地方局長印

事業税、県民税及び地方法人特別税について課税標準 額等を次のとおり更正・決定しましたから通知します。

不足税額及び加算金額に延滞金を加算して納付してくださ い。なお、事業税及び地方法人特別税に係る延滞金の計算につ いては、事業税及び地方法人特別税の合算額によつて行つてく ださい。また、延滯金は、不足税額が2,000円以上であるものに ついて、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応 じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対 し、当該不足税額に年14.6パーセントの割合(法定納期限の翌 日から当該不足税額の指定納期限の翌日から1月を経過する日 までの期間については、年7.3パーセントの割合)で計算してく ださい。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額 が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

- 注意1 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に ついては、各年ごとにそれぞれ当該年の前年の11月30日 を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号) 第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の 基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中にお いては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手 形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合 として計算してください。
 - 2 平成26年1月1日以後の期間については、各年ごとに それぞれ当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律 第26号) 第93条第2項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割 合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合 には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。) 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該 特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセ ントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合 にあつては年7.3パーセントの割合と当該特例基準割合に 年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか 低い割合として計算してください。

		区 分	課税標準額	税率が	泊 額	区 分 更正・決定 (C) 既に納付の確定している
				/100		課税標準となる法人税額
		所 年 カ円以下 得 年 万円超 万円以下		/100	+ +	又は個別帰属法人税額(6)
	法	割 年 万円超	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	/100	+ +	法税率
ete*		# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	7100		
更	人	1 軽減税率不適用法人の金額		/100		法人税割額
	の	付加価値割 ②	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	/100	- 	56 × 57 38 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
正	0)	資本割 ③	+ + + + +	/100	+ +	人 外国の法人税等の額の控
	事	収入割	 	/100	- 	
		合計事業税額	1 1 1	1+3+4 5	+ +	仮装経理に基づく法人税
•	業	平成27年改正法附則第8条又は第9		6	- i - i -	製額の控除額 ⑩
	税	平成27年以正伝所則第8米又は第9 仮装経理に基づく事業税額の控除額		7	1 1	税利子割額の控除額
決	196			8		利丁智観の控体観
		租税条約の実施に係る事業税額の控			- 	
جام		差引	5-6	6-7-8 9		租税条約の実施に係る法
定	地	所得割に係る地方法人特別税額 ⑩	 	/100	- i - i	割 人税制額の控除額 ⑫
A)	方法	収入割に係る地方法人特別税額 ⑩		/100		
11)	人	合計地方法人特別税額	r - 14-76 40	(0)+(1) (2)	- i - i -	大である場合の納付額・
	特別	仮装経理に基づく地方法人特別税額		13	+ +	
	税	租税条約の実施に係る地方法人特別		14		8-8-@-@-B-@+B H
		差引	(1	2-3-4 5		均
m.	- AL I	107451 - 1775 (7)	法人の事業税	16		割
戉	(二 利)1	寸の確定している額 (B)	地方法人特別税	(17)		
		所 年 万円以下	1270 1277 1777 177	/100		差引過不足額(C)- (D) この更正・決定によ
		得 年 万円超 万円以下	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	/100		納付すべき法人税割額 付すべき税額等の合
	法	割 年 万円超		/100	-	0-0 6
差	14	計	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	7100	- i - i -	納付すべき均等割額 カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ
	人	18 軽減税率不適用法人の金額		/100		
引		在水化や下過川は八の並振	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	+ +		
\ П	の	付加価値割 19	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	/100	<u> </u>	法人の県民税の納付すべき税額 ⑦ (43) + (46)
過	事	資 本 割 20	+ + + + +	/100		9 9
不	71	収入割 ②		/100	- i i	指定納期限 年月日
	業	合計事業税額		+20+21 22		
足	~>4	平成27年改正法附則第8条又は第9	条の控除額	23		法人の事業税・地方法人特別税
elect	税	仮装経理に基づく事業税額の控除額	· ·	24		区分 算定の基礎となる税額 率 金 客
額		租税条約の実施に係る事業税額の控	除額	25		過少申告 /100 @
		差引	22-2	3-24-25 26	<u>i</u> i	加算金 うち加重対象税額
	地	所得割に係る地方法人特別税額 ②		/100		/100
(A)	方法	収入割に係る地方法人特別税額 🕸		/100		不申告加算金 /100 ⑩
(A)		合計地方法人特別税額		Ø+28 29	1 1	重加算金 /100 🚳
(A) (B)	人特	仮装経理に基づく地方法人特別税額	の控除額		法人の事業税・地方法人特別税の納付すべき税額等 🚳+⑫+⑬+⑭+⑮	
Ì			Levi der - Identi der	30		
Ì	別	租税条約の実施に係る地方法人特別	1祝額の控除額			
Ï		租税条約の実施に係る地方法人特別 差 引		9-30-31 32		重 加 算 金 対 象 所 得
Ì	別			++		重 加 算 金 対 象 所 得 上記に係る法人の事業税額

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に交付している改正前の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則第10号様式1の規定による通知書兼不足税額等納額告知書は、改正後の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則第10号様式1の規定による通知書兼不足税額等納額告知書とみなす。

与 示

○愛媛県告示第468号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり伊予市松前町共立衛生組合の規約の変更を許可した。

平成28年 4 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更事項

組合長及び副組合長についてそれぞれ松前町長及び伊予市長の 職にある者をもって充てるようにするほか、所要の改正

2 規約変更年月日

愛媛県知事の許可があった日

3 規約変更許可年月日

平成28年 4 月12日

○愛媛県告示第469号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり伊予地区ごみ処理施設管理組合の規約の変更を許可した。

平成28年 4 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更事項

組合長及び副組合長についてそれぞれ伊予市長及び松前町長の 職にある者をもって充てるようにするほか、所要の改正

2 規約変更年月日

愛媛県知事の許可があった日

3 規約変更許可年月日

平成28年4月12日

○愛媛県告示第470号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)第12条第2項の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり名称の変更の届出があった。

平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 公の施設の名称

愛媛県体験型環境学習センター

2 指定管理者の名称

変更前	イヨテツケーターサービス株式会社
変更後	伊予鉄総合企画株式会社

3 変更年月日

平成28年4月1日

○愛媛県告示第471号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により指定 しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課及び東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成.28年 4 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定しようとする特別保護地区
 - (1) 名称

奥之院鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

奥之院鳥獣保護区のうち、新宮ダムえん堤西端を起点とし、ここから同鳥獣保護区界をほぼ南西に進み、旧伊予三島市と旧新宮村との境界に至り、ここから更に同区界を北に進み、銅山川を渡り、同川左岸に至る。ここから同岸を下流に進み、同えん堤東端に至り、ここから同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

奥之院鳥獣保護区のうち、新宮ダム周辺の特に良好な鳥獣の生息環境となっている地域について、特別保護地区に指定し、当地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的な巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図る。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課

東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班

○愛媛県告示第472号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により指定 しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課及び中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定しようとする特別保護地区
- (1) 名称

岩屋寺鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

岩屋寺鳥獣保護区のうち、上浮穴郡久万高原町直瀬乙1662番 5及び同町直瀬乙1662番6並びに同町七鳥1286番、同町七鳥14 42番、同町七鳥1443番、同町七鳥1444番、同町七鳥1466番及び 同町七鳥1471番の岩屋寺の所有地の区域一円

(3) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

岩屋寺鳥獣保護区のうち、岩屋寺周辺の特に良好な鳥獣の生息環境となっている地域について、特別保護地区に指定し、当地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的な巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図る。

- 2 意見書の提出等
- (1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課 中予地方局産業経済部久万高原森林林業課

○愛媛県告示第473号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号)第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規 定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 日時 平成28年6月1日(水)午後2時00分
- 2 場所 四国中央市新宮町新宮482番地

四国中央市新宮公民館 2階視聴覚室

- 3 案件 次の特別保護地区の指定
- (1) 名称 奥之院鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区域 奥之院鳥獣保護区のうち、新宮ダムえん堤西端を起点とし、ここから同鳥獣保護区界をほぼ南西に進み、旧伊予三島市と旧新宮村との境界に至り、ここから更に同区界を北に進み、銅山川を渡り、同川左岸に至る。ここから同岸を下流に進み、同えん堤東端に至り、ここから同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域
- (3) 存続期間 平成28年11月1日から

平成38年10月31日まで

4 その他 公聴会開催に関する問合せ先は、次のとおり。

東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振

(電話 0896 - 23 - 2393)

○愛媛県告示第474号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号)第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規 定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年 4 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 日時 平成28年5月30日(月)午後1時30分
- 2 場所 上浮穴郡久万高原町久万571 1 久万高原庁舎 2階会議室
- 3 案件 次の特別保護地区の指定
- (1) 名称 岩屋寺鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区域 岩屋寺鳥獣保護区のうち、上浮穴郡久万高原町直瀬乙 1662番5及び同町直瀬乙1662番6並びに同町七鳥1286番、 同町七鳥1442番、同町七鳥1443番、同町七鳥1444番、同 町七鳥1466番及び同町七鳥1471番の岩屋寺の所有地の区 域一円
- (3) 存続期間 平成28年11月1日から 平成38年10月31日まで
- 4 その他 公聴会開催に関する問合せ先は、次のとおり。 中予地方局産業経済部久万高原森林林業課 (電話 0892 - 21 - 1265)

○愛媛県告示第475号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成28年 4 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日	
み か わ 薬 局	上浮穴郡久万高原町上黒 岩2933 - 1	平成28年4月1日	
おかうのまち歯科	西予市宇和町卯之町二丁 目199番地 1	平成28年4月1日	
こもだデンタルオフィス宮 原	新居浜市宮原町 1 - 58	平成28年4月1日	

○愛媛県告示第476号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

- 11. - C. 11 - - 11. - C. 11 - - 11. - C. 11 - - 11. -

平成28年 4 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称						医療機関の所在地	廃止年月日		
伊方町国民健康保険二名津 診療所					名津	西宇和郡伊方町二名津62 3番地	平成28年3月31日		
美川調剤薬局		上浮穴郡久万高原町上黒 岩2933 - 1	平成28年 3 月31日						

○愛媛県告示第477号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように再開した旨の届出があった。

平成28年 4 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称				名称	ī		医療機関の所在地	再開年月日	
藤田	整	形	外	科	医	院	宇和島市鶴島町3-8	平成28年4月1日	

○愛媛県告示第478号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関(指定訪問看護事業者等)を次のように指定した。 平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関(指定 訪問看護事業者等)の	主たる事務所の	指 定 訪 問 看 護 事 業	業等を行う事業所	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
医療法人青峰会	八幡浜市五反田 1 番耕地1046 番地 1	チヨダ訪問看護ステーション	八幡浜市1490番地 2	平成28年4月1日

○愛媛県告示第479号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。 平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を行う事業所	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	11
医療法人社団 門の内会	西条市周布331番地 1	渡部病院	西条市周布331番地 1	平成28年 1 月20日
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番 1号	クオール薬局今治店	今治市北宝来町2-2-1	平成28年 3 月 1 日
医療法人ゆうの森	松山市別府町444 - 1	たんぽぽ俵津診療所	西予市明浜町俵津 3 番耕地22 8番地	平成28年 3 月16日

○愛媛県告示第480号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(介護予防事業者)を次のように指定した。 平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関 (介 護 予 防 事 業 者)	主たる事務所の	介護予防事業	を行う事業所	指定年月日
の 名 称	所 在 地	名称	所 在 地	
医療法人社団 門の内会	西条市周布331番地 1	渡部病院	西条市周布331番地 1	平成28年 1 月20日
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番 1号	クオール薬局今治店	今治市北宝来町2-2-1	平成28年 3 月 1 日
医療法人ゆうの森	松山市別府町444 - 1	たんぽぽ俵津診療所	西予市明浜町俵津 3 番耕地22 8番地	平成28年 3 月16日

○愛媛県告示第481号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成28年4月22日

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所	変 更 年 月 日
名称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社トーカイ	岐阜県岐阜市若宮町九丁目16	株式会社トーカイ新居浜営業	(変更後) 新居浜市又野一丁目2-8	- 平成28年 3 月22日
林式芸社ドーガイ	番地	所	(変更前) 新居浜市郷二丁目 1 番10号	十成20年 3 月22日

○愛媛県告示第482号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の主たる事務所の所在地及び 居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の 名	主たる事務所の	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所 所 在 地	変 更 年 月 日
	(変更後) 西条市喜多川792番地 1	エンジェル・コールヘルパー	(変更後) 西条市喜多川792番地 1	
有限会社エンジェル・コール	(変更前) 西条市朔日市807	ステーション (変更前) 西条市朔日市807		平成27年4月1日
右阳会社エンバーリュフェル	(変更後) 西条市喜多川792番地 1	エンジェル・コール訪問看護	(変更後) 西条市喜多川792番地 1	平成27年 4 月 1 日
有限会社エンジェル・コール	(変更前) 西条市朔日市807	ステーション	(変更前) 西条市朔日市807	平成27年4月1日

○愛媛県告示第483号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)の主たる事務所の所在地及び居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅)介護支援事業者)	主たる事務所の	居宅介護支援事	業を行う事業所	变更年月日
の名が	所 在 地	名 称	所 在 地	
有限会社エンジェル・コール	(変更後) 西条市喜多川792番地 1		(変更後) 西条市喜多川792番地 1	亚式27年 4 日 1 日
有限云紅エンクエル・コール	(変更前) 西条市朔日市807	- 有限会社エンジェル・コール 	(変更前) 西条市朔日市807	- 平成27年4月1日

○愛媛県告示第484号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(特定福祉用具販売事業者)の特定福祉用具販売事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(特定福祉用 具 販 売 事 業 者)	主たる事務所	の特定す	富祉 用 具 販 売	事業を行	う事業	€ 所	変更年月日
田兵 販売 事業有りの 名 称	所 在	地名	称	所	在	地	发 史 年 月 口
株式会社トーカイ	岐阜県岐阜市若宮町九丁目16		株式会社トーカイ新居浜営業	(変更後) 新居浜市又野一丁目2 - 8		2 - 8	平成28年 3 月22日
休式芸社ドーガイ	番地	所		(変更前 新居浜市) 郎二丁目 1	番10号	十成20年 3 月22日

○愛媛県告示第485号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成28年 4 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関 (介 護 予 防 事 業 者)	主たる事務所の	介護 予防事業	を 行 う 事 業 所	
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社トーカイ	岐阜県岐阜市若宮町九丁目16	株式会社トーカイ新居浜営業	(変更後) 新居浜市又野一丁目2-8	- 平成28年 3 月22日
林氏会社ドーガイ	番地	所	(変更前) 新居浜市郷二丁目 1 番10号	十成20年 3 万22日

○愛媛県告示第486号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)の主たる事務所の所在地及び介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者) の 名 称	主たる事務所の	介 護 予 防 事 業 名 称	を 行 う 事 業 所	変 更 年 月 日	
有限会社エンジェル・コール	(変更後) 西条市喜多川792番地 1	エンジェル・コールヘルパー ステーション	(変更後) 西条市喜多川792番地 1	平成27年4月1日	
	(変更前) 西条市朔日市807	ステーション (変更前) 西条市朔日市807			
左四人なていごし リーコーリー	(変更後) 西条市喜多川792番地 1	 - エンジェル・コール訪問看護	(変更後) 西条市喜多川792番地 1 	平成27年 4 月 1 日	
有限会社エンジェル・コール	(変更前) 西条市朔日市807	ステーション			
左四人 サインバーリーフーリ	(変更後) 西条市喜多川792番地 1	ほに人様 フリールの字	(変更後) 西条市喜多川792番地 1	₩. 	
有限会社エンジェル・コール	(変更前) 西条市朔日市807	・ 通所介護フルーツの家	(変更前) 西条市朔日市807	平成27年 4 月 1 日	

○愛媛県告示第487号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の特定介護 予防福祉用具販売事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

	特定介護予防 気売事業者)	主た	る 事 務	所の	特定介	護予防福祉用具	販売事業	を行う事	業所	・ 変 更 年 月 日
	名 称	所	在	地	名	称	所	在	地	2 美 牛 月 口
株式会社トー	株式会社トーカイ 岐阜県岐阜市若宮町九丁 番地		九丁目16	株式会社トーカイ新居浜営業	(変更後) 新居浜市又野一丁目 2 - 8		· 平成28年 3 月22日			
休式芸紅トー	Л1	番地			所		(変更前 新居浜市	() 郷二丁目 1	番10号	1 平成28年 3 月22日

○愛媛県告示第488号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定による救急病院である。

平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在	地	開設者名	認 定 の 有効期限
社会医療法人社 団更生会村上記 念病院	西条市大町739番地		社会医療法人社 団更生会	平成31年 4月12日 まで

○愛媛県告示第489号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)第12条第2項の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり名称の変更の届出があった。

平成28年 4 月22日

- 公の施設の名称
 えひめこどもの城
- 2 指定管理者の名称

変更前	イヨテツケーターサービス株式会社
変更後	伊予鉄総合企画株式会社

3 変更年月日 平成28年4月1日

○愛媛県告示第490号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
みかわ薬局	上浮穴郡久万高原町上黒岩2933 - 1	株式会社FESREC	薬局(育成医療・ 更生医療)	平成28年 4月1日

○愛媛県告示第491号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
ハローズ川之江店	四国中央市川之江町		四国中央市川之江町	四国中央市川之江町	平成28年	平成28年
	193番 外22筆	大規模小売店舗の所在地	193番 外30筆	193番 外22筆	4月11日	4月13日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第492号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

四国中央市新宮町馬立3242、3270、3273、3274、3276から3278 まで、3297から3301まで

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 新宮町馬立3270・3273・3277・3298から3301まで(以上7 筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第493号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町中津字久主3109から3111まで、3114から31 16まで

- 2 指定の目的 水源の脳養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字久主3109・3110・3114から3116まで(以上5筆について 次の図に示す部分に限る。)、3111
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第494号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
 上浮穴郡久万高原町西谷字古味2862の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字古味2862の1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第495号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年 4 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 上浮穴郡久万高原町下畑野川乙1033の2、乙1034の2、乙1035
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

下畑野川乙1033の 2・乙1034の 2・乙1035 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第496号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年 4 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所 上浮穴郡久万高原町河の子404
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 河の子404 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第497号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年 4 月22日

- 1 保安林予定森林の所在場所
- 喜多郡内子町立石2718、2724、2725、2732、2733、2801、2802、 2806
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 立石2718・2724・2725・2732・2806(以上5筆について次 の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第498号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第 249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所 今治市長沢字原ヶ谷山乙203の345、乙203の346
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字原ヶ谷山乙203の345・乙203の346(以上2筆について次 の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第499号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、 次のように保安林の指定をする。

平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所
 今治市朝倉北乙24の26
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

朝倉北乙24の26(次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第500号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成28年 4 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所 南宇和郡愛南町脇本453の3、739の3から739の5まで
- 2 保安林として指定された目的
- 無つき 3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第501号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。 その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備え 置いて縦覧に供する。

平成.28年 4 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 河川の名称
 - 一級河川肱川水系肱川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成28年4月22日
- 3 廃川敷地等の位置
- (1) 西予市宇和町皆田1343番の一部
- (2) 西予市宇和町皆田1346番2の一部
- (3) 上記(1)と(2)の間の土地
- (4) 西予市宇和町皆田1352番2の一部
- (5) 西予市宇和町皆田1353番2の一部
- 4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 90.75平方メートル

○愛媛県告示第502号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市 役所(町役場)において縦覧に供する。

平成28年 4 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

松渓E

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次 結んだ線及び標柱7号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市	囲丁		地番	標柱
西予市		野村町松渓	1号1059番	1号、7号
			1号1060番	2号
			1号1179番1	3号、4号
			1号1184番	5号
			1 号1185番	6号

長崎

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次 結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町			地番	標柱
南宇和郡愛南町	御荘平城		276番 2	1号
			276番 1	2号、3号
			269番 1	4号
			246番	5号
			281番	6号
			282番	7号
			283番	8 号
			288番	9号
			358番	10号
			359番	11号
			361番	12号
1	I	1		

○愛媛県告示第503号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(1/2,500地形図作成)

2 作業期間 平成28年4月6日から

平成29年1月31日まで

3 作業地域 松山市都市計画区域内一部

○愛媛県告示第504号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、久万高原土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量 (デジタルマッピング)

2 作業期間 平成28年4月18日から

12月31日まで

3 作業地域 久万高原町(旧面河村、旧美川村)

○愛媛県告示第505号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、

大洲市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の 届出があった。

平成28年 4 月22日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	武 田	康秀	大洲市大洲209番地 2	

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	西岡	道泰	大洲市阿蔵甲1883番地19	

○愛媛県告示第506号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用水土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 4 月22日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

役員の種類	氏			名	住所			
理事	萩	森	良	房	八幡浜市日土町 5 番耕地2478番地			
"	大	上		昭	八幡浜市保内町宮内 5 番耕地221番地 3			
"	Щ	本	睦	夫	西宇和郡伊方町二見甲839番地 1			
"	井	上	善	_	西宇和郡伊方町大江51番地 1			
"	Щ	下	茂		西宇和郡伊方町三崎1721番地			
"	"片山勇		勇	西予市三瓶町朝立 2 番耕地157番地				
"	上	甲	榮 洋		西予市明浜町俵津3番耕地38番地			
"	藤	井	万-	一郎	宇和島市柿原636番地			
"	赤	松	與	_	宇和島市吉田町法花津8番耕地230番地			
"	大	城	_	郎	八幡浜市若山 1 番耕地44番地 1			
"	石	橋	寛	久	宇和島市栄町港2丁目4番14号			
"	Ξ	好	幹	=	西予市宇和町山田2061番地			
"	Щ	下	和	彦	西宇和郡伊方町湊浦1002番地20			
監事	阿	部	道	忠	西宇和郡伊方町大久1282番地			
"	Ш	上	吉	嗣	西予市明浜町高山甲1380番地			

退任

役員の種類	氏 名		住 所				
理事	萩 森 良 房		八幡浜市日土町 5 番耕地2478番地				
"	宮部	浩 一	八幡浜市向灘1761番地				
"	藤井	万一郎	宇和島市柿原636番地				
"	西 村	守	宇和島市三浦西3223番地				
"	毛利	重樹	八幡浜市保内町須川2097番地				
"	白 石	勝一	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地1027番地				
"	山本	睦 夫	西宇和郡伊方町二見甲839番地 1				
"	中川	明	西宇和郡伊方町大浜380番地				

"	#	上	善	_	西宇和郡伊方町大江51番地 1
"	山	下		茂	西宇和郡伊方町三崎1721番地
"	片	Щ		勇	西予市三瓶町朝立 2 番耕地157番地
"	上	甲	榮	洋	西予市明浜町俵津 3 番耕地38番地
"	毛	利	信	介	宇和島市吉田町立間2番耕地103番地3
"	森		信	_	宇和島市吉田町白浦2104番地 2
"	大	城	_	郎	八幡浜市若山 1 番耕地44番地 1
"	石	橋	寛	久	宇和島市栄町港2丁目4番14号
"	大	上		昭	八幡浜市保内町宮内 5 番耕地221番地 3
"	Ξ	好	幹	=	西予市宇和町山田2061番地
"	山	下	和	彦	西宇和郡伊方町湊浦1002番地20
"	桐	Щ	壽	男	西予市明浜町高山甲3560番地

"	赤	松	與	-	宇和島市吉田町法花津 8 番耕地230番 地
"	垣	内	源-	一郎	西宇和郡伊方町松561番地1
"	Ξ	好	敏	夫	西宇和郡伊方町大久1532番地 1
監事	冏	部	道	忠	西宇和郡伊方町大久1282番地
"	Ш	上	吉	嗣	西予市明浜町高山甲1380番地

○愛媛県告示第507号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 大洲市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 4 月22日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

○愛媛県告示第508号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	鳥ź	井喜木津	丰線	西宇和郡伊方町 同町亀浦685 -							平成28年 4 月22日

○愛媛県告示第509号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成28年 4 月22日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

- 1 指定道路の種類
 - 建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日

平成28年 4 月15日

3 指定道路の位置

大洲市東大洲580番の一部、581番の一部、3006番の一部及び30 63番の一部

- 4 指定道路の延長及び幅員
- (1) 延長 101.00メートル
- (2) 幅員 450メートル

○愛媛県告示第510号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年4月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

	道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
	県 道 日向谷高野子線		西予市城川町高野子800番地先から 同市同町高野子471番地先まで	旧	メートル 42~193	キロメートル 0 264		
			西予市城川町高野子800番 2 から					
			同市同町高野子471番2まで	新	6 .6 ~ 19 .9	0 264		

○愛媛県告示第511号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 4 月22日

道路の)種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	日向	谷高野	子線	西予市城川町高							平成28年 4 月22日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、愛媛県商工連盟連合会伊予支部から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成27年11月愛媛県選挙管理委員会告示第93号、平成26年11月愛媛県選挙管理委員会告示第80号及び平成25年11月愛媛県選挙管理委員会告示第89号)別記の一部を次のとおり訂正する。

46,000 円

227 614 円

800 円

平成28年4月22日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩 男

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成26年分

その他の政治団体

(訂正後)

政治団体の名称 愛媛県商工連盟連合会伊予支部

報告年月日 H27.2.23

1 収入総額

7	本年収入額	46 ,000 円
2	支 出 総 額	46 ,000 円
3	本年収入の内訳	
	寄附	46 ,000 円
	個人分	46 ,000 円
4	支出の内訳	
	政治活動費	46 ,000 円
	組織活動費	36,000 円
	寄附・交付金	10,000 円
(-	うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	10,000 円

(訂正前)

政治団体の名称 愛媛県商工連盟連合会伊予支部

報告年月日 H27.2.23

1 収入総額

(個人分)

年間5万円以下のもの

6 支出の内訳

前年繰越額	148 ,795 円
本年収入額	78 819 円
2 支 出 総 額	86 ,676 円
3 翌年繰越額	140,938 円
4 本年収入の内訳	
個人の党費・会費 (14人)	70,000 円
寄附	800 円
個人分	800 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	8,000円
日本商工連盟	8,000円
その他の収入	19 円
1 件10万円未満のもの	19 円
5 寄附の内訳	

359

平成28年 4 月22日		媛		報	第2767号
経常経費			(676 円	
事務所費				676 円	
政治活動費				000 円	
組織活動費				000 円	
寄附・交付金				000 円	
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に	「係る支出			000円	
平成25年分			50 /	000]	
その他の政治団体					
(訂正後)					
いかなう	部				
報告年月日 H26.2.28	СПР				
1 収入総額			26 (000 円	
本年収入額				000円	
2 支 出 総 額				000円	
3 本年収入の内訳			20 ,	000]	
寄附			26 (000 円	
個人分				000 円	
4 支出の内訳			20)	000 []	
政治活動費			26 (000 円	
組織活動費				000 円	
(訂正前)			20 ,	000 []	
い止門 / 政治団体の名称 愛媛県商工連盟連合会伊予支	- 並収				
報告年月日 H26.2.28	CDP				
1 収入総額			226	835 円	
前年繰越額				466 円	
本年収入額					
2 支 出 総 額				369 円 040 円	
3 翌年繰越額				795 円	
4 本年収入の内訳			140 ,	795 []	
個人の党費・会費(13人)			65 (000 円	
				350 円	
寄附 個人分				350 円	
■ペカ 本部又は支部から供与された交付金に係る	. II∇ λ			000円	
日本商工連盟	74870			000円	
日本岡工建盟 その他の収入			10)	19 円	
1 件10万円未満のもの				19 円	
5 寄附の内訳				ון פו	
(個人分)					
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日			6	350 円	
6 支出の内訳			Ο,	220 []	
経常経費			2 (040 円	
事務所費				040 円	
政治活動費				000円	
以				000円	
には、ロップリウェアを開発しています。 高所・交付金				000円	
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に	- 低ス古出	!)		000 円	
平成24年分	- MV VXIII	1 /	ر بر	- I J	
ー ・					
(訂正後)					
(司 に後) 政治団体の名称 愛媛県商工連盟連合会伊予支	7 单区				
政治団体の名称 愛媛宗衛工建盟建立会が予え 報告年月日 H25 . 1 . 18	COP				
			20.	000 ET	
1 収 入 総 額 本年収入額				000 円	
平 十以八頜			20)	UUU []	

平成28年4月22日 愛	媛 県 報	第2767号
2 支 出 総 額	20,000 円	
3 本年収入の内訳	, , , , ,	
寄附	20 ,000 円	
個人分	20,000 円	
4 支出の内訳		
政治活動費	20 ,000 円	
組織活動費	20 ,000 円	
(訂正前)		
政治団体の名称 愛媛県商工連盟連合会伊予支部		
報告年月日 H25 . 1 . 18		
1 収入総額	246 056 円	
前年繰越額	160 ,037 円	
本年収入額	86 019 円	
2 支 出 総 額	100 590 円	
3 翌年繰越額	145 466 円	
4 本年収入の内訳		
個人の党費・会費 (14人)	70,000 円	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	16,000 円	
日本商工連盟	16 ,000 円	
その他の収入	19 円	
1 件10万円未満のもの	19 円	
5 支出の内訳		
経常経費	590 円	
事務所費	590 円	
政治活動費	100,000 円	
組織活動費	20 ,000 円	
寄附・交付金	80 ,000 円	
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出) 80 000 円	

○愛媛県選挙管理委員会告示第20号

不在者投票のできる施設の指定(平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。 平成28年4月22日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改	正後					改	Œ	前		
1	・2 省略			1 • 2	省略							
3	老人ホーム				3	3 老人	ホーム					
	名 称	種類	所 在 地	指定年月日		名	称	種類	所	在	地	指定年月日
	省略					省略						
	地域密着型特別	省略				地域图	密着型特別	省略				
	養護老人ホーム					養護者	き人ホーム					
	松葉寮					松葉鬚	?					
	特別養護老人ホ	特別養護老	西予市三瓶町皆	平成28年4月								
	-ム皆楽園	<u>人ホーム</u>	江2598番地 1	14日								
	省略					省略						
4	・5 省略				4	4 · 5	省略					

正 誤

○正 誤

平成28年3月31日付け第2760号外4愛媛県告示第375号(不当景品類及び不当表示防止法に基づく立入検査等従事職員の身分証明書の一部改正)中

ページ	箇 所	誤	正		
14	告示番号	愛媛県告示第375号	愛媛県告示第376号		

○正 誤

平成28年3月31日付け第2760号外4愛媛県告示第376号(愛媛県 消費生活センターの消費生活相談等の事務を行う日及び時間の変更) 中

ページ	箇	所	誤	正
15	告示番号		愛媛県告示第376号	愛媛県告示第377号

○正 誤

平成28年3月29日付け第2760号愛媛県人事委員会規則7-1170(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則)中

ページ	箇 所	誤	正
280	改正後欄 第25条第3項 本文中	同条	第9条
282	附則第3項 改正後欄 第6条第2項	省略	第2条第2項任期付職員に対して初任給等規則 <u>第9条第1項第2号</u> の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経験年数とすることができる。
282	附則第3項 改正前欄 第6条第2項	省略	第2条第2項任期付職員に対して初任給等規則 <u>第9条第2号</u> の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経験年数とすることができる。

平成28年 4 月22日 発行 362